

# 令和3年度予算編成方針

市長

## 1 経済・財政状況及び本市の現状・財政見通し

### (1) 国の動向と経済状況

国内の経済は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けており、5月下旬の緊急事態宣言解除以降、段階的に経済活動が再開されているものの、依然として厳しい状況にある。7月末における国の試算では、令和2年度国内総生産（GDP）の実質成長率は、対前年度比4.5%の減と見込んでいる。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行い、あわせて、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速するなどとしている。また、令和3年度予算については、新型コロナウイルス感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、「令和3年度予算編成の基本方針」でその方向性を示し、これに基づき予算編成を行うとしており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

### (2) 本市の財政状況と見通し

本市の一般会計における令和元年度決算の歳入総額は、261億4,077万8千円であり、歳出総額は、241億352万5千円となった。

また、実質収支は14億2,866万1千円の黒字となったが、実質単年度収支は、6億6,948万6千円の赤字となった。加えて、財政調整基金の令和元年度末現在高は、20億8,055万3千円となり大幅に減少した。

主要な財政指標の経常収支比率は、市税が、堅調に推移したものの、経常経費である扶助費、公債費等の伸びが大きく、対前年度比0.6ポイント増の95.1%になり、引き続き財政の硬直化が進んでいる。

今後の見通しであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、本市の財政運営に対しても、感染症対策や新しい生活様式への対応など新たな行政需要を発生させ、大きな影響を及ぼしている。特に懸念されることは税収の大幅な減少であり、平成20年度のリーマンショックに伴う景気後退時には、約5億円の税収減といった影響があったが、新

型コロナウイルス感染症拡大の影響はリーマンショック以上とも言われ、さらに大幅な税収の減少が予想される。

歳出では、新型コロナウイルス感染症へ対応するための新たな行政需要とともに、経常経費である扶助費等が引き続き増加する見込みである。

そして、令和2年度においても、新型コロナウイルス感染症対策等の財源として財政調整基金からの繰入れを行っており、財政調整基金残高の減少は続くものと想定している。

## 2 予算編成の基本的な考え方

令和3年度予算編成に向けて、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響により市税等の大幅な減少が見込まれる。

また、歳出では、防災拠点としての庁舎整備事業の本格化、急速に進行する高齢化への対策や保育所の待機児童解消などの社会保障の充実と安定化、老朽化が進む公共施設や都市インフラの更新などに加え、ポストコロナの新たな日常の実現に向けた施策など、様々な課題に取り組む必要がある。しかし、財政調整基金が減少している中、歳入の大幅な減少が見込まれるため、事業の更なる精査が必要であり、これまでになく、厳しい予算編成が想定される。

そのため、令和3年度予算の編成にあたっては、袖ヶ浦市第7次行政改革大綱（令和2年3月策定）にあるとおり、「選択」と「集中」を推進し、「経常経費の抑制」や「公共施設マネジメントの推進」等に重点的に取り組みながら、事務事業のスクラップアンドビルドを徹底し、限られた財源を効率的に活用することが求められている。

一方で、令和3年度は、袖ヶ浦市総合計画第1期実施計画（以下「実施計画」という。）の2年目であり、社会情勢の変化に適切に対応し、時には事業の実施手法やスケジュール等を変更しながらも、計画の推進に努めなくてはならない。

そのうえ、新型コロナウイルス感染症対策など、新たな市民ニーズに応えなければならぬ。

については、下記事項に留意して予算の編成に臨むこととする。

### 記

新たな時代の要請にも弾力的に対応しながら、重点施策が着実に実施できるよう、各部等においては主体性を発揮し取り組むこと。そのためには、事務事業のスクラップアンドビルドを徹底するとともに、次の点を念頭に置き予算要求を行うこと。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による市民生活への影響や課題に対して必要な対策を講じるとともに、これまで実施してきた事業についてもその内容を精査し、新しい生活様式を踏まえた方法での見直しを図ること。
- (2) これまでの議会審議、監査の指摘事項および市民ニーズに十分留意し、これらを踏まえた予算要求を行うこと。
- (3) 持続可能な行財政運営を実現するため経費・人員の抑制、事務事業の見直し、公共施設の統廃合といった行政運営の簡素化・合理化を図ること。  
人件費については、施設等事務の合理化に伴う職員数の抑制を検討すること。また、会計年度任用職員については、その趣旨に鑑み、緊急的、一時的な業務量の増大に伴い、特に必要がある場合のみ要求すること。
- (4) 各担当部署において、事業の優先順位を定めること。特に、令和3年度からは、多額の起債が予定されている庁舎整備事業が本格化することもあり、後年度の公債費負担を抑制するために、実施計画事業のスケジュールの精査を含めた普通建設事業の抑制を図ること。
- (5) 物件費の抑制を図るため、部内で調整する物件費の枠内シーリングを実施する。  
予算要求額は、各部で部長が中心となり委託の見直し等により、枠配分額の範囲内に収めること。
- (6) 事務事業の計画的な執行を図るため、前年度までの決算状況を分析するとともに、年間予算を的確に把握し事業費を見積もること。